

茨木市農業委員会の委員候補者募集要項

農業委員会等に関する法律に基づき、茨木市農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）候補者を次のとおり募集します。

1 募集人数

14人

2 任期

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

3 身分

特別職の非常勤職員

4 職務内容

- (1) 農地等の権利移動、転用の許可等の審議
- (2) 遊休農地の発生防止、解消
- (3) 担い手への農地の利用集積
- (4) 新規参入の促進、担い手の育成
- (5) 農地利用最適化推進委員と連携した現場活動（調査、指導等）
- (6) 上記に掲げるもののほか、法令等により農業委員会の権限に属した事項

5 報酬

日額22,000円（会長、副会長に互選された場合は、別途規定あり。）

6 推薦を受ける者（被推薦者）及び募集に応じる者（応募者）の資格、要件

農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者

ただし、次のいずれかの事項に該当する者は、その資格がありません。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法律上、農業委員と兼職及び兼業が禁止されている者
- (4) 行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会等）の委員又は委員（監査委員）である者
- (5) 茨木市の常勤の職員及び短時間勤務職員である者
- (6) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者

7 推薦及び募集に係る手続

所定の推薦申込書又は応募申込書に必要事項を記入の上、提出してください。

(1) 推薦者が法人又は団体（他薦）の場合

法人又は団体の代表者又は管理者が、推薦申込書（様式第1号）に記入してください。

(2) 推薦者が個人（他薦）の場合

推薦者が、推薦申込書（様式第2号）に記入してください。

(3) 応募（自薦）の場合

自ら応募申込書（様式第3号）に記入してください。

8 推薦及び募集の期間

令和8年2月9日（月）から3月10日（火）まで

募集人数を下回る可能性がある場合等には、期間を延長することがあります。この場合、受付期間最終日以降に市のホームページでお知らせします。

9 推薦及び募集に係る書類の提出及び入手方法

(1) 提出先等

茨木市産業環境部農林課（本館7階）に持参又は郵送（必着）により提出してください。電子メール、FAX等による提出は、受け付けません。

※持参される場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日に提出することはできません。

※受付時間は、午前8時45分から午後5時15分までです。

※郵送される場合、3月10日必着です（消印有効ではありません。）。また、封筒の表面に「農業委員募集関係書類在中」と朱書きし、配達の記録が残る方法で『〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市産業環境部農林課』に送付してください。

(2) 入手方法

茨木市産業環境部農林課又は茨木市農業委員会事務局窓口での配布及びホームページからのダウンロード

10 推薦及び募集状況の公表

推薦及び募集の状況について、推薦申込書及び応募申込書に記載された氏名、年齢、職業、性別、経歴、推薦者の情報、募集（応募）の理由等を整理し、募集期間の中間及び終了後に、市のホームページで公表します。ただし、住所、生年月日、電話番号は、公表されません。

11 農業委員の選任等

(1) 募集期間終了後、候補者選定委員会を開催し、審査の結果、農業委員候補者として選定された者について、市議会の同意を得た上で、市長が農業委員に任命します。

(2) 審査は、提出された書類をもとに行いますが、必要に応じて、推薦申込書及び応募申込書に記載された内容その他関連する事項について、面接や関係者からの意見聴取などを行う場合があります。

(3) 法令に定められた要件、募集要項に掲げる資格、法令違反の有無等の確認を行う

ため、関係機関に照会を行う場合があります。

- (4) 募集人数を下回っていることにより、無条件で候補者として認められるものではありません。

12 審査の結果の通知

審査結果については、5月上旬に推薦者又は応募者に直接、通知します。

13 任命の条件

農業委員の任命に当たっては、法律により次のような条件を満たすことが求められています。

- (1) 認定農業者が農業委員の過半数を占めること（例外規定有り）。
- (2) 農業委員会の所掌する事務について、利害関係のない者を含めること。
- (3) 委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮すること。（女性、青年の登用）

14 書類記入上の注意

推薦申込書及び応募申込書の記入に当たっては、次のことに注意してください。また、黒ボールペンを使用し、修正がある場合は二重線で消してください。

(1) 「経歴」

職歴、農業委員歴その他農業又は地域活動に関する経歴等（農業行政又は農業関係団体の営農部門の勤務経験、農業教育・研究機関等での教職・研究者の経験）を記載してください。

(2) 「推薦（応募）理由」

可能な限り具体的に記入してください。

(3) 「認定農業者等」

認定農業者とは、茨木市が定める農業経営基盤強化促進基本構想で示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、その計画について本市の認定を受けた農業者又は法人（国版の認定農業者）の役職員等です。

大阪版認定農業者は、認定農業者等に準ずる者となります。

不明な場合は、茨木市産業環境部農林課（電話：620-1622）までお問い合わせください。

15 添付書類

推薦申込書及び応募申込書の提出の際には、必ず次の書類を添付してください。

- (1) 被推薦者又は応募者の住民票（本籍地の記載があり、発行後3月以内のもの。個人番号（マイナンバー）の記載がないもの）
- (2) 被推薦者又は応募者が茨木市以外の認定農業者又は大阪版認定農業者等である場合は、農業経営改善計画認定書その他それらの事実を証明する書類の写し
- (3) 普及指導員等の農業に関する国家資格を有する場合は、その事実を証明する書類の写し

16 その他

- (1) 提出された書類は、一切返却いたしません。
- (2) 提出する書類が2枚以上となる場合は、ステープラなどで留めてください。
- (3) 書類の追加提出又は説明をお願いする場合があります。
- (4) 茨木市の農業委員と農地利用最適化推進委員の両委員の候補者として同時に推薦
又は応募することはできますが、他市町村を含めて、農業委員又は農地利用最適化
推進委員の職を2以上、兼ねることはできません。
- (5) 不明な点は、書類の作成、提出の前にお問い合わせください。

17 問合せ先

茨木市農業委員会事務局

〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所本館7階
電話：072-620-1677